

<大垣市都市景観審議会>

今後の審議の進め方について（案）

1. 開催日程

	日 時	審 議 内 容
第1回 【諮問】	10月 1日(水) 14:00～	・市長からの諮問 ・大垣市景観計画（素案）の説明（事務局）
第2回	10月21日(火) を予定	・計画についての審議 ・パブリック・コメントの中間報告（事務局） ・審議のまとめ
第3回 【答申】	11月11日(火) を予定	・大垣市都市計画審議会の意見報告（事務局） ・答申案の審議、決定 ・会長からの答申

2. 審議方法

○事前意見を募集する

会議における審議時間を有効活用するため、次回の審議事項に関する意見を事前（1週間程度前）にご提出いただき、会議当日の審議事項をあらかじめ整理して審議する。

3. その他

① 大垣市都市計画審議会への意見聴取について【景観法（抜粋）】

（策定の手続）

第8条

2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

② パブリック・コメントについて

大垣市パブリック・コメント手続要綱に基づき、市の基本的な政策等の形成過程における市民の市政参加を促進し、公正で民主的な市政の推進を目的とする。

※ 大垣市景観計画（素案）に関するパブリック・コメントは、平成20年10月1日～10月31日の期間において実施する。